

基準緩和自動車の認定要領の一部改正について

1. 背景

「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という。)第55条の規定において、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと地方運輸局長が認定した自動車については、保安基準第2章の規定の一部について適用しないこととしています(以下「基準緩和」という。)

平成15年から分割可能な貨物を輸送するいわゆる特例8車種のセミトレーラ(参考資料参照)については、特殊車両通行許可を受け運行することを前提に、車両総重量36トンを上限として基準緩和として取り扱ってきたところですが、これらの運行実態等を踏まえつつ、申請者の負担軽減を図る観点から、当該車両のうち「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」(平成10年11月12日付け自審第1252号)に基づき届出が行われた自動車については、①自動車の安全基準に対する適合性が確保されており、最大積載量に対する車両構造上の安全は審査により確認が可能であること、②貨物自動車運送事業用自動車として使用する場合には、運行管理が「貨物自動車運送事業法」(平成元年法律第83号)により規定されていることから、基準緩和の認定一括処理が行えるよう所要の改正を行うことを予定しています。また、これに伴い、基準緩和の認定一括処理として扱える車両の範囲について明確化を行う予定です。

また、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設については、当該施設の管理者等は、保安の確保のために必要な措置を的確に講じることとなっていますが、当該施設の制限区域への人や車両の出入管理の不手際に起因する不審事案や保安施設の損傷等が依然として発生している状況にあります。従って、当該施設の保安対策を充実するため、制限区域の周囲において、保安措置について指導する立場にある国の職員が、自動車により保安巡視を実施することとしています。この保安巡視については、既に平成16年12月からスタートしている自主防犯活動と同様の主旨で行われるものと解することができるため、平成19年10月から、自主防犯活動用自動車と同様に青色の点滅する灯火を自動車に装着を行えるよう基準緩和自動車の認定要領第3(16)の「構造又は使用の態様が特種であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車」として基準緩和を行っていましたが、当該自動車について、基準緩和の認定を申請することができる自動車としての明確化を行う予定です。

さらに、最大限に積載した国際海上コンテナ(ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナ。)を輸送することができる構造を有する被けん引自動車については、車軸が2軸であるものでは、軸重が関係法令等に定める基準に適合しないことから基準緩和を行っていなかったところですが、今般、車軸が2軸であるものであっても、軸重が関係法令等に定める基準に適合する車両が開発されたことから、車両構造、道路に与える影響等の確認を行ったところ、車軸が3軸であるものと同様であることが確認されたため、車軸が2軸であるものについても車両総重量の基準緩和が行えるよう基準緩和自動車の認定要領の一部改正を行うことを予定しています。

2. 改正概要

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)別添「基準緩和自動車の認定要領」の改正内容は以下のとおりです。

(1) 基準緩和の認定一括処理をすることができる自動車に以下の自動車を追加

「自動車型式認証実施要領について」(平成10年11月12日付け自審第1252号)別添「自動車型式認証実施要領」中「第3 新型自動車等取扱要領」に基づく新型届出がされた特例8車種に該当するセミトレーラであって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラのうち貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの(ただし、車両総重量の基準緩和のみのものに限る。)

(2) **基準緩和の認定一括処理として扱える車両の範囲についての明確化**

基準緩和の認定一括処理として扱える車両の範囲は、以下のとおりとする。

トラクタ・・・「自動車型式認証実施要領」中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める範囲の自動車であって、車両重量について、新型自動車の届出値に対して±400kgのもの（ただし、第五輪荷重は同一であること。）

トレーラ・・・「自動車型式認証実施要領」中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める範囲の自動車であって、輸送物品を積載する同一の構造を有する車両総重量36トン以内のもの

(3) **基準緩和の認定を申請することができる自動車に以下の自動車を追加**

- ① 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、当該施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所（港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。）の長が認めた港湾事務所等が使用する自動車

・ **基準緩和の条件又は制限**

青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。

- ② 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナ。）を輸送することができる構造を有しかつ車軸が2軸である被けん引自動車（車両総重量の基準緩和に限る。）

・ **基準緩和の条件又は制限**

最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することができる構造を有しかつ車軸が3軸である被けん引自動車に準じた基準緩和の条件又は制限。

3. **スケジュール**

平成20年8月中に施行することを予定しています。